

請願第1号 教科書採択に関する吉川市教育委員会及び第25採択地区協議会の議事録の  
公開性・透明性を求める請願

紹介議員 遠藤義法  
岩田京子

請願第1号

令和元年5月13日受理

1、件名

教科書採択に関する吉川市教育委員会及び第25採択地区協議会の議事録の公開性・透明性を求める請願

2、要旨

文部科学省や埼玉県教育委員会がともに、教科書採択に当たってはその情報を積極的に公開・公表し、公正・公平な採択が行われるように通知文を発しているところです。

吉川市教育委員会及び第25採択地区教科用図書採択協議会（以下採択協議会）においても、その通知文の趣旨を達成するために、議事録作成の改善を求める次第です。

3、理由

私たちは、吉川市において、政治・宗教などが介入せず公正・公平に教育行政が行われることを望みます。教科書は教育の原点であり教科書採択に関しては、その経過について透明性・公開性が求められているにもかかわらず、吉川市教育委員会及び採択協議会の議事録には教科書採択に当たり、決定過程の最も肝心の部分の議事録が作成されていないため、市民がその経過・内容を十分には知ることができません（下記具体例①②参照）。

開かれた行政を担保するためには議事録の作成方法を変更する必要があります。

<具体例①>

○平成30年5月25日 第5回 吉川市教育委員会（議事録より）

清水副部長兼学校教育課長 「7月26日の教育委員会会議において、小学校で来年度1年間使用する現行の教科書及び中学校の特別教科である道徳の教科書を吉川市教育委員会としての採択案を決定する予定です。」

染谷教育長 「7月26日の教育委員会会議において、吉川市として採択する教科書案を決定し、7月31日の教科書採択協議会において、吉川市・三郷市・八潮市で採択する教科書が決定します。」

○平成30年7月26日 第7回 吉川市教育委員会（議事録より）

中村教育部長 「本議案は、この協議会に吉川市教育委員会としての意見を報告するため、提案するものです。」

（意見聴取部分是非公開）

染谷教育長 「以上で平成31年度使用小学校及び中学校教科書図書採択に関する

意見聴取を終わります。ただいま、委員の皆様から頂戴したご意見を踏まえ、7月31日に開催される第24採択地区教科用図書採択協議会に出席します。(略)なお、採択協議会は吉川市、三郷市、八潮市の3市の代表者による協議会ですので、協議結果については吉川市の意見と異なる場合もあります。」

以上の二つの議事録から分かることは、7月26日の教育委員会で吉川市として採択する教科書案を決定する予定であったこと、実際に7月26日の教育委員会で何らかの決定が行われたこと、ただし、第7回の議事録はなぜか“意見”という表現が使われ、第5回の“市としての決定”とは違う文言になっていることです。

この件について教育委員会の担当者に、「26日の市としての決定内容をなぜ公開しないのか」と問いただしたところ、「そもそも議事録に記載されていないのである」という返答でした。決定内容が記録されない議事録は議事録としての価値がないのではないかとの問いには、「メモみたいな文書は存在するので、この文書を指定して開示請求すれば、改めて検討する」との返答でした。

しかし、決定内容は議事録に記載する必要があります。

<具体例②>

○平成30年度 第2回 第24採択地区教科用図書採択協議会 (議事録より)

③選定・選定結果の発表

(議長) 「それでは投票をお願いします。」

※ 各市委員の投票

※ 八潮市教育長職務代理者、立会いのもと開票

(議長) 「それでは読み上げていきます。」

(議長) 「投票の結果、小学校の結果は

「国語」「38・光村」

「書写」「38・光村」

「社会」「2・東書」 (以下略)

中学校の教科書は

「道徳」「224・学研」

(議長) 「以上のおおり、決定することよろしいでしょうか。」

(各委員) 「異議なし」

(議長) 「以上のおおり、決定します。」

7月31日の採択協議会で、選定の過程で各委員の「投票」が行われたことは明記してあります。しかし、開票までは記述されていますが最も肝心の「投票結果」についての記述がありません。

これでは各委員による投票が採択にどういう意味を持ち、どういう役割を果たしたのか判断できません。この件についての事務担当者の説明は「隠したわけではなく、そもそも議事録に記載されていないのである」とのことでした。教科書採択の決定に関する記録を議事録に残さないのは公正性・透明性に欠けることとなります。事務担当者によれば、投票結果を記録したメモみたいなものは保存してあるので、改めて開示請求して頂ければ公開には応じる用意はありますとのことでした。

この件に関して、採択の決定を左右する投票の結果をメモで保存するのではなく、

議事録に記載し残す必要があり、事実を正確に記録した議事録を本来の情報公開のツールとしての役割を果たせるようにする必要があります。

以上

地方自治法第124条の規定により、上記のとおり請願書を提出します。  
令和元年5月13日

請願者

住所 埼玉県吉川市きよみ野4丁目

氏名 清川久基（吉川 教育を考える会 代表）

吉川市議会議長様

議決結果 採択（付帯意見あり）